

令和4年第10回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和4年10月25日（火）

開 会 午後 4時00分

閉 会 午後 4時47分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

3 出席委員の番号及び氏名（16名）

1番 高橋 聡

2番 秋葉 俊一

4番 佐藤 優人

5番 五十嵐 晃

7番 小野 隆

8番 長南 統

9番 日下部 崇喜

10番 小林 ひろみ

11番 遠田 雅弘

12番 川井 利光

13番 和島 孝輝

14番 高橋 義夫

15番 佐藤 恒子

16番 日向 弘明

17番 佐藤 繁

18番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名（2名）

3番 齋藤 智幸

6番 齋藤 克行

5 議長の委員番号及び氏名

18番 若松 忠則 （会長）

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 佐々木 平喜

次長兼農地農政係長 佐藤 良子

農地農政係主任 長南 恵

農業経営改善相談員 乙坂 茂樹

7 会議に付した議案

報告第20号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について	(18件)
報告第21号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について	(3件)

議案第 31 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(1 件)
----------	------------------------	-------

◎開 会 (午後 4 時 00 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和 4 年第 10 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況について、報告いたします。本日は、3 番 齋藤 智幸 委員、6 番 齋藤 克行 委員より欠席の報告を受けております。 次に、本日配布の資料について報告いたします。 「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」、「令和 4 年度山形県農業委員会大会決意表明（農地利用の最適化に向けた農業委員会活動の強化について）」、「農業委員会委員研修しおり」、「令和 4 年度山形県農業委員会大会開催要領」、「農地の集積・集約化に係る研修会について」、「タブレット」、「タブレット端末基本操作マニュアル」、「日本農業新聞の写し」、「農協広報（10 月号）」、「行事報告書」、「行事予定書」です。 それでは、令和 4 年第 9 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 4 年第 9 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、令和 4 年第 10 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 4 年第 10 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようですので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は 16 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。5 番 五十嵐 晃 委員、7 番 小野 隆 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告	
報告第 20 号の上程、説明、質疑	
議長	報告第 20 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 20 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(報告第 20 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。

	これより、報告に対する質疑を行います。 17番 佐藤 繁 委員。
17番 佐藤	17番 佐藤です。 今回、時効取得という減多に出でない事案が3件ございました。 3番については、本来の所有者は、権利取得した人が耕作していることを全く認知していなかったのか、12番と13番については、申請者と権利取得者がお互いに時効取得しているようですが、これはお互いがお互いにわかっているそれぞれ別の場所を交換して現在まで耕作していたのかについてお伺いします。それと時効取得の場合、税金はかからないのかについてお尋ねします。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	初めに、3番に関してですが、所有者の●●●●●さんは、届出人の●●●●●さんがずっと耕作していることを知っていましたし、耕作者の●●●さんも所有者が●●●さんと知りながら、耕作していました。その状態で、20年が経過したことで時効取得となります。 12番・13番につきましては、ここに●●●さんと●●●さんという方がそれぞれ出てきますが、今回●●●さんの方が離農することで農業委員会に相談に来た時、自分の家の農地台帳を見て、今まで耕作していた農地が記載されておらず、●●●さんの農地が記載されていたことで、今回のことを知りました。 内情をお聞きしたところ、先代から売買したと聞いていて、更に法務局で農地の名義変更もされたものと思いき今の代までお互いが自分の農地だと思って耕作してきたのですが、法務局に行き全部事項証明書を確認したところ、自分の家の農地でない事実を初めて知ったと言っていました。当然時効取得は双方の合意が無いとできませんが、それが口約束だったことを初めて知り、今までそのことを知らないままお互いにその農地を耕作していたということで、今回の時効取得に至りました。 また、税金はかからないのかという質問ですが、不動産取得税はかかると思いますが、そちらは県税になります。それ以外の課税関係の詳細についてはこちらではわからないところです。
議長	暫時、休憩いたします。
議長	再開いたします。
議長	ほかにございませんか。 無いようですので、報告第20号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第21号の上程、説明、質疑
議長	報告第21号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第21号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(報告第21号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。

	<p>これより、報告に対する質疑を行います。</p> <p>無いようですので、報告第 21 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を終わります。</p>
◎議事	議案第 31 号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第 31 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>議案第 31 号、に係る現況写真回覧のため、暫時、休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	(休憩中、佐藤次長が現況写真を配布する。)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>事務局長より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 31 号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、長南主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	長南主任。
長南主任	(議案第 31 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、17 番 佐藤 繁 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
17 番 佐藤	<p>17 番 佐藤です。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>10 月 24 日に、1 番 高橋 聡 委員と事務局の長南主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。</p> <p>今回の案件については、●●●●に建っている●●の撤去作業のため、作業場と通路として約半年間、一時転用するものです。</p> <p>周辺の農地に対する営農条件に悪影響を与えないと思われることから、問題ないと見てきましたので報告します。</p> <p>委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>4 番 佐藤 優人 委員。</p>
4 番 佐藤	<p>4 番 佐藤です。</p> <p>二点あります。</p> <p>一点目が要望で、審査表の 2 『農地転用許可基準に基づく検討状況』の 11 番の内容に、別添「農地復元計画書」のとおりとありますが、次回以降また同じようなことがあった場合は、「農地復元計画書」もコピーして配布していただけたらと思います。</p> <p>二点目は質問です。今回、●●を撤去するための作業場・通路としての一時的な利用で機械が入ったりするところで、一時転用したいという話ですが、●●を撤去した後に、今●●が立っている場所はどうなるのでしょうか。教えてください。</p>
議長	長南主任。

長南主任	<p>一点目の要望については、わかりました。</p> <p>二点目ですが、この●●は今この半年間で上に出ている●●を取ります。一年後、また半年間の一時転用をして、下の基礎部分にあるブロックを取り除いた後、土を入れていきます。最終的には農地に戻していくのですが、そこから約二年間、土を入れ、更に上から土砂を被せて固めていく作業をし、その後農地として戻っていく形になります。</p>
議長	4番 佐藤委員。
4番 佐藤	<p>ありがとうございます。</p> <p>今回半年間で上物を撤去した後は、また来年であったりのタイミングで支柱に関する工事のための一時転用であったり、●●が建てられた土地自体は、おそらく永久転用で通っていると思うので、それを取り消しにしてまた農地にしますという申請が、また何年か掛けて順序良く行われるという認識で大丈夫ですね。</p>
議長	長南主任。
	<p>一時転用についてはまた来年出てきますが、実際ここを永久転用したわけですが、これを農地に戻すという手続きは特に必要がないです。申請は必要ないのですが、永久転用したために農地ではないということで、現在農地台帳から外していますので、そこを工事が全部終わってから、農地に戻りましたということを経主さんから任意の形式で農業委員会に届出をいただくことになっております。</p>
議長	暫時、休憩いたします。
議長	再開いたします。
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>無いようであれば、採決したいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	これもちまして、令和4年第10回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉会	(午後4時47分)

令和 年 月 日

上記は、令和4年第10回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第10回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

18番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

5番

7番

書記